

食物アレルギーの対応について

【食物アレルギー児に対する基本的考え方に】

1. 保育所においては、医師の指示書による食物アレルギー除去食を提供する。
2. 家庭においても、医師の指示書による食物アレルギー除去食及び代替食を実施する。
3. 毎日の食事における除去等については、献立表による除去食品のチェックや食事記録等を利用し、保護者と保育所の双方が状況を十分に把握する。
4. 安全性を優先した調理及び配膳に努め、誤食を防ぐために最善の注意をはらうよう心がける。
5. 保育所は、万一の事態に備え、関係する職員全員に周知し、適切な対応を行う。

【食物アレルギー指示書について】

保育所保育指針解説書において『食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもの食事、特に除去食については、専門医やかかりつけ医などの指導・指示が必要です。保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすことも考えられます。除去食等が提供される場合には、除去食品の誤食などの事故防止に努め、当該の子どもだけでなく他の子どもや保護者にもその旨を理解してもらうことが必要です。』とあります。そのため、保育所における食物アレルギーの対応については、医師の診断に基づいた食物アレルギー指示書により対応します。

【様式の作成について】

平成 21 月 6 月…作成

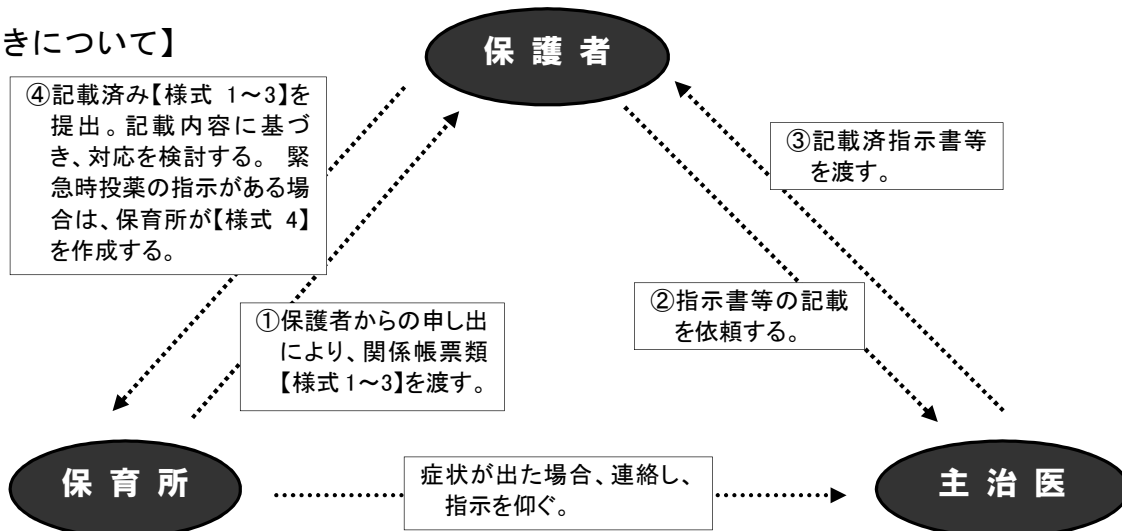
平成 25 年 6 月…【様式 1】【様式 2】【様式 3】を改定、【様式 4】を追加

平成 29 年 4 月…【様式 1】【様式 2】【様式 3】を改定

【関係帳票類】

様式番号	関係帳票類名	記入者
【様式 1】	食物アレルギーに関する調査票	保護者
【様式 2】	食物アレルギー食品チェック表	保護者・医師
【様式 3】	食物アレルギー指示書	医師
【様式 4】	食物アレルギー緊急時個別対応票 *緊急時薬物投与がある場合のみ使用	施設長・保育士

【手続きについて】



【食物アレルギー除去食開始までの手順】

1. 保護者からの食物アレルギー除去の申し出により、保育所へ関係帳票類の提出をお願いする。
 - 保育所 … ・【様式1】【様式2】【様式3】を保護者に渡す。
 - 保護者 … ・【様式1】【様式2】を記入する。
・【様式2】を主治医に提示し、【様式2】【様式3】の記載を主治医に依頼する。

注意！

- ・検査を受けることが目的ではない。
- ・指示書に関わる文書料が生じる場合は、保険外診療として保護者負担となり、料金は医療機関によって異なる。
- ・指示書の提出は、お子様の健康と安全な給食の提供のために必要である旨、保護者に理解を求める。

2. 食物アレルギー除去食を開始するにあたって、保護者との面談を実施する。

- 保育所 … ・保護者より、【様式1】【様式2】【様式3】を受け取り、面談日を設定する。
・緊急時投薬の指示がある場合は、【様式4】の事前記入欄を記入する。

注意！

- ・面談には、施設長又は主任、栄養士又は調理担当者、担当保育士、看護師等を含めて多角面からの状況把握に努めること。
- ・給食の内容及び食物除去方法について、保護者に説明し理解を求めること。
- ・食事介助する際の注意点について、職員が把握しておくこと。

3. 保育所での対応について検討する

- 施設長 … ・全職員に当該情報を周知し、各職員の役割を確認する。
・緊急時の対応や連絡先について明確する。
- 保育士 … ・配膳、食事介助時の対応について確認する。
(看護師) ・当該児の体格や成長曲線を確認する。
- 栄養士 … ・食物アレルギー対応予定献立を作成する。
(調理師) ・保護者に食物アレルギー対応予定献立表を配布し内容を確認してもらう。
・児童の日々の喫食状況、健康状態を把握する。

【食物アレルギー緊急時個別対応について】

- 保育所 … ・【様式4】を利用し、迅速に対応する。

注意！

- ・子どもから目を離さず、体調を観察すること。(複数人で対応する)
- ・誤食の原因食物や経過を明確にしておく。

【参考資料】

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン平成23年3月(厚生労働省)